家財総合保険



家財総合保険は賃貸住宅にお住まいの方に必要な補償をセットした保険です。
下記の事故による大切な家財の損害はもちろん、さらに賠償責任も幅広く補償します。

家財の補償



1 火災



2 落雷



3 破裂・爆発



4 風災・雹災・雪災



5 水災



6 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等



7 給排水設備等からの水濡れ



8 騒擾等による暴力・破壊行為



9 盗難



10 その他不測かつ突発的な事故

諸費用の補償

修理費用保険金

1事故1世帯ごとに100万円限度

上記①から⑩(⑤を除く)の事故によって建物に損害が生じ、その損害を自己の費用で修理または交換した場合において、その修理または交換のために要した費用に対して保険金を支払います。

残存物取片づけ費用保険金

損害保険金の10%限度

上記の①から⑧の事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して保険金を支払います。

地震火災費用保険金

保険金額×5%(1事故1敷地内300万円限度)

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって建物が半焼以上となった場合、またはその家財が全焼となった場合、それにより臨時に生ずる費用に対して保険金を支払います。

失火見舞金費用保険金

1被災世帯20万円×被災世帯数
(1事故につき保険金額の20%限度)

上記①および③の事故によって第三者の所有物に損害を与えた場合に保険金を支払います。

臨時費用保険金

上記①から⑧(⑤を除く)の事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して保険金を支払います。

損害防止費用

①から③の事故で消火活動によって生じる消火薬剤等の再取得費用、損傷したものの修理費用などの実費をお支払いします。

賠償責任の補償

貸主への賠償責任(借家人賠償責任)

上記①、③、⑦および⑩の事故により被保険者が建物を損壊した場合で、その建物の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合



第三者に対する賠償責任(個人賠償責任)

被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合



さくら損害保険株式会社

家財総合保険の概要

保険金の種類		お支払いする場合	お支払いできない主な場合
損害保険金	家財補償	建物に収容されている家財に以下の事故により生じた損害に対して保険金を支払います。 ①火災、②落雷、③破裂・爆発、④風災、雹(ひょう)災、雪災、⑤水災、⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等、⑦給排水設備等からの水濡れ、⑧騒擾(そうじょう)等による暴力・破壊行為、⑨盗難、⑩その他不測かつ突発的な事故	①保険契約者、被保険者、その法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ②家財の紛失または置き忘れ ③家財が屋外にある間に生じた盗難 ④戦争その他の変乱 ⑤地震、噴火または津波 ⑥核燃料物質等に起因する事故 ⑦保険の対象の欠陥 ⑧保険の対象の自然の消耗もしくは劣化等 ⑨虫食い等 ⑩保険の対象の平常の使用、管理において生じ得る擦り傷、かき傷等の外観上の損傷または汚損
	残存物取片づけ費用	上記①から⑧の事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して保険金を支払います。	
	失火見舞費用	上記①および③の事故によって第三者の所有物に損害を与えた場合に保険金を支払います。	
	地震火災費用	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって建物が半焼以上となった場合、またはその家財が全焼となった場合、それにより臨時に生ずる費用に対して保険金を支払います。	
費用保険金	臨時費用	上記①から⑧(⑤を除く)の事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して保険金を支払います。	上記「損害保険金」と同じ
	修理費用	上記①から⑩(⑤を除く)の事故によって建物に損害が生じ、その損害を自己の費用で修理又は交換した場合において、その修理又は交換のために要した費用に対して保険金を支払います。 (※)孤立死の補償 建物内または建物外で被保険者が死亡し、その死亡により建物に生じた損害を修理した者またはその遺品整理を行った者が負担した次の費用に対して保険金を支払います。 ●建物内で死亡した場合 ①修復費用、②清掃、消臭・消毒費用、③遺品整理費用 ●建物外で死亡した場合 ①遺品整理費用	上記「損害保険金」の④から⑥に加え、次のいずれかに該当する事由 ①保険契約者、被保険者、建物の貸主、その法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ②建物の欠陥 ③建物の自然の消耗もしくは劣化等 ④建物の平常の使用、管理において生じ得る擦り傷、かき傷等の外観上の損傷または汚損
	ドアロック交換費用	次のいずれかの事由によりその事由が発生した日から180日以内に建物のドアロックの交換を行い、その費用を被保険者が負担した場合に、保険金を支払います。 ①盗難保険金が支払われる場合でドアロックを侵入者により開錠されたためドアロックを交換したとき ②日本国内において建物のドアの鍵を盗取されたこと ③ドアロックをいたずらにより使用不能にされたこと	上記損害保険金の④から⑥に加え、次のいずれかに該当する事由 ①ドアロックの欠陥 ②ドアロックの自然の消耗もしくは劣化等 ③ドアロックの平常の使用、管理において生じ得る擦り傷、かき傷等の外観上の損傷または汚損
	加害事故法律相談費用	個人賠償責任特約の賠償損害に起因して被保険者が弁護士等の法律相談を受け、法律相談料を負担したことによって被った損害に対して、保険金を支払います。	下記個人賠償責任に加え、次のいずれかに該当する事由 ①国等の行政機関を相手とするもの ②法律相談を行った弁護士等を相手とする場合
	ストーカー行為等被害時転居費用	ストーカー行為等を受けることを原因として、危険または不安等を覚え、管轄警察署へ転居の届け出をし、現在の建物から転居先への引越し費用を支出した場合、その費用に対して保険金を支払います。	次のいずれかに該当する事由 ①保険契約者、被保険者、その法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ②ストーカー行為等を容認、教唆、幇助する行為
損害賠償保険金	借家人賠償責任	被保険者の責めに起因する上記①、③、⑦および⑩の事故によって建物が滅失、毀損もしくは汚損した場合に、被保険者がその建物の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る賠償損害を、保険金として支払います。 (※)孤立死の補償 建物内または建物外で被保険者が死亡し、その死亡により被保険者が建物に係る次の費用に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る賠償損害を保険金として支払います。ただし、被保険者の相続人がいない場合(相続放棄・請求放棄の場合を含みます。)に限ります。 ●建物内で死亡した場合 ①修復費用、②清掃、消臭・消毒費用、③遺品整理費用 ●建物外で死亡した場合 ①遺品整理費用	上記「損害保険金」の④から⑥に加え、次のいずれかに該当する事由に起因する賠償損害 ①保険契約者、被保険者、建物の貸主、その法定代理人の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③建物の欠陥 ④建物の自然の消耗もしくは劣化等 ⑤建物の平常の使用、管理において生じ得る擦り傷、かき傷等の外観上の損傷または汚損
	個人賠償責任	日本国内において次のいずれかの事故によって、被保険者が他人の身体に障害を与えた場合、または、他人の財物を滅失、毀損もしくは汚損した場合において、被保険者がその他人に対して、法律上の賠償責任を負担することによって被る賠償損害を保険金として支払います。 ①建物または家財の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	上記「損害保険金」の④から⑥に加え、次のいずれかに該当する事由に起因する賠償損害 ①保険契約者、被保険者、その法定代理人の故意 ②職務遂行に直接起因する賠償損害 ③被保険者と同居する親族に対する賠償損害 ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する賠償損害 ⑤第三者との約定により加重された賠償損害 ⑥自動車等の所有、使用または管理に起因する賠償損害

さくら損害保険株式会社 https://www.sakura-ins.co.jp
〒170-0013　東京都豊島区東池袋1-12-5 東京信用金庫本店ビル10階

事故や補償に関するお問い合わせ先
TEL 0120-666-814 【受付時間】24時間365日受付

ss-24A-023-24.12

入居者補償制度のご案内

入居者補償制度について

●入居者補償制度（ 以下「本制度」）は、アーク株式会社が保険契約者となって、さくら損害保険株式会社との間で締結した「家財総合保険」に基づいています。
●家賃保証（以下「本サービス」）にご加入されたお客様は、本制度の被保険者（ 補償を受けられる方）となります。
●本制度の保険料は弊社が全額を負担し、被保険者のご負担はありません。また、損害保険料控除には該当いたしません。
●本制度の補償期間は、対象となる賃貸住宅の入居日から退去日までの期間となります。対象となる賃貸住宅を退去された場合、管理会社の変更などにより入居されている賃貸住宅が本制度の対象でなくなった場合、または保険契約者が本契約を継続しなかった場合もしくは本制度を解約した場合は、補償が終了します。
●本制度の詳しい補償内容については、パンフレットをご参照ください。

ご注意いただきたいこと

●家財総合保険の保険証券は保険契約者が保管し、入居者の皆様には交付されません。
●次の場合にはご連絡ください。
1．ご利用になる戸室内に持ちこむ家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約を締結した場合は、必ず引受保険会社にご連絡ください。
2．本制度で補償される損害が生じた場合は、ただちに引受保険会社にご通知のうえ、その後の処理についてご相談ください。
※事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。
※保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して 3 年を経過した場合、時効によって消滅します。
●賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社に連絡してください。引受保険会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。
●家賃保証の改訂に伴い、本制度の補償内容が変更することがあります。

このお部屋には以下の補償がセットされています。

保険金	項目	保険金額（支払限度額）
損害保険金・費用（普約）	家財補償	80万円
	残存物取片づけ費用	実費（損害保険金×10%限度）
	失火見舞費用	1被災世帯20万円×被災世帯数 （1事故につき保険金額×20%限度）
	地震火災費用	保険金額×5%（1事故1敷地内300万円限度）
費用保険金（特約）	臨時費用	損害保険金×30%（1事故100万円限度）
	修理費用	実費（1事故100万円限度）
	ドアロック交換費用	実費（1事故3万円限度）
	加害事故法律相談費用	実費（1相談6万円/1事故10万円限度）
損害賠償保険金（特約）	借家人賠償責任	損害賠償金額（1事故2,000万円限度） 破損・汚損損害等補償特約（1事故100万円限度）
	個人賠償責任	損害賠償金額（1事故2,000万円限度）

※補償の重複について
被保険者またはそのご家族の方がご契約された他の保険契約等で、上記特約の費用補償・損害賠償補償と同種の補償に加入されている場合、支払保険金の限度額は、各保険契約等で補償される保険金額・支払限度額を合算した金額となります。

事故や補償に関するお問い合わせ先

〈引受保険会社〉
さくら損害保険株式会社
東京都豊島区東池袋1-12-5 東京信用金庫本店ビル10階
TEL 0120-666-814
※はじめに『アークの補償制度』をご利用とお伝えください。

〈保険契約者〉
アーク株式会社

（取扱代理店）
日本M&Iシステムズ株式会社
東京都渋谷区桜丘26-1 セルリアンタワー15階
050-1809-4205